

「表紙共 15枚」

令和2年12月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和3年1月12日(火曜日) 午後1時30分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	12 番 川津清則
2 番 松原忠雄	13 番 財津満寿光
3 番 横田秀喜	14 番 中島浩司
4 番 江藤義幸	15 番 美野英俊
5 番 左原三枝子	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	19 番 高瀬義徳
9 番 湯浅正徳	
10 番 川津美利	
11 番 河津裕治	

4 出席事務局職員

局長 渡邊城二 係総括 椋本富夫 主査 田中さおり 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事 太田千誉

1 2 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

第7号 1月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

第2号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について

第3号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件

第4号 農地法施行規則第53条第1項第11号該当による届出の件

第5号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件

7 その他

(1) 1月現地調査

日 時 1月28日(木) 午前9時～

※調査委員のみ

(2) 1月定例総会

日 時 2月8日(月) 午後1時30分～ 会 場：7階 大会議室

(3) 行事日程

1月18日(月) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(4) その他

- ・ 「12月分農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・ 「12月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日
- ・ 「農業者年金加入推進活動報告書」の提出日

<p>事務局長 (渡邊城二)</p>	<p>それでは、ただいまから定例総会を開会いたします。本日は、6番、綾垣和子委員、18番、財津政美委員より欠席届が出ておりますのでご報告いたします。また、本日は、大分県内で新型コロナウイルスの感染者が拡大していますことから、農業委員さんのみの出席とさせていただきました。総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員17名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上、発言をされる場合は挙手をして、議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、新年あけましておめでとうございます。大変な2020年でしたがけれども、粛々と農業というものは生産をしていかななくてはいけないと思っております。また、この2021年が、本当にいい年になればと思っております。それでは着席して議事進行を進めていきたいと思っております。会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、議事録署名委員は、9番の湯浅正徳委員と16番の伊藤明美委員の両名をお願いしたいと思っております。それから、議案訂正がございましたら事務局お願いします。</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>事務局からでございます。議案訂正のほうですね、ちょっと今回すいません、数が多くて、延べ5件ほどございます。お手元のほうにまとめたものを準備させていただいております。令和3年1月12日定例総会議案訂正というふうな、いちばん上に表題を打っている分です。順番に説明いたします。まず第2号議案からです。農地</p>

法第4条の規定の分ですが、7ページを開いていただいて、43番、上の段でございます。大字小野〇の申請人が〇さんの分ですけれども、申請理由のところに、植林及び墓地用地、カッコ杉400本と記載がありますが、ここは200本ですね、200本の誤りでございましたので訂正をお願いします。続いて、3号議案、12ページまで進んでください。12ページの上の段、75番、大字高瀬〇、譲渡人が〇さん、譲受人が〇になっているのですが、ここすいません、譲渡人と譲受人という項目のところの下にですね、これは賃貸借でございますので、賃貸人ですね、譲渡人の下に賃貸人、譲受人の下に賃借人ですね、追加記載のほう、よろしくお願ひします。続いて1ページ進んで13ページ、上の段の77番でございます。大字友田〇ほか35筆、計36筆の分ですが、左の下のほうにですね、第1種農地という記載があるのですが、その枠にちょっとこれ枠小さいですが、農業区域内農地を併記をお願いします。全部で36筆あるのですが、第1種農地については3筆、農用区域内農地については33筆の内訳でございます。詳細については、A4の横長のですね、一覧表を一緒に配っていると思います。別紙ということですね、そちらのほうの中ほどに、議案書の14ページのほうにも別紙があるのですけれども、すいません、それとはまた別に1枚A4の用紙ですね、準備しているのですけれども、その中ほどに農地区分という枠があってそちらのほうに、どの筆が第1種農地に該当するか、農用地区域内農地に該当するかですね、一覧表をつけておりますので、また参照されてください。またこれは次の議案の説明のときにですね、また詳しく述べるようにしています。続いて第4号議案、これは利用権の関係ですけれども、30ページまで進んでいただいてですね、30ページの上の段316番、大字高瀬〇、貸手の年齢がすいません、これ28歳となっておりますが、87歳の誤りでした。87歳が正しいです。よろしくお願ひします。本来、貸手のところの年齢というのは記載してなかったもので、ここは誤って記載してしまったようでございますので、この〇さんという方については87歳が正しいようですが、ここはもう参考までにですね、記載しております。続いて、同じく30ページの下段317番、天瀬町女子畑〇ほかの分ですが、この3筆あるうちの〇の字については、小谷ではなくて、2段目にあるシジケ、カタカナでシジケが正しい分でございます。ちょっと長くなって申し訳ないですが、後ほど一覧表のほうもご覧になっていただきたいと思います。私のほうからは以上です。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。では早速、議案の審議に入りたいと思います。今回の調査委員はですね、2番の松原忠雄副会長、そして13番の財津満寿光委員、そして18番の財津政美委員でございます。調査委員長が松原忠雄副会長でございます。</p> <p>それでは松原副会長、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (松原忠雄)</p>	<p>皆さんこんにちは。年が明けまして、おめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。2番の松原です。先月、御用納めの28日に、財津満寿光さんと財津政美さんと私3名と事務局4名で、調査してまいりました。今日の審議、慎重にかつ丁寧にしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件、9件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>それでは私のほうから、農地法3条の申請分について説明いたします。議案集1ページ、3条の申請。今月は全部で9件上がっております。</p> <p>まず、57番から説明いたします。天瀬町馬原〇ほか全部で4筆になります。譲渡人が福岡市の〇さん、高齢のため譲り渡したいということです。譲受人は、馬原の〇さん、譲り受けて規模拡大したいということです。場所ですが、天瀬馬原、豊後中川駅から県道玖珠天瀬線を少し入って行きまして、〇の交差点を南側に少し入って行ったところ。こちら航空写真です。字図だとこのようになっております。こちら、現在の状況です。栗の木が植わっているところと、あとは自家用の野菜を栽培していく予定の畑があります。</p> <p>次に、58番、馬原〇、こちら譲渡人は57番、先ほどと同じく福岡市の〇さん。譲受人が馬原の〇さんです。場所も57番と同じ一角にあります。字図がこちらになります。こちらが現在の状況です。</p>

次に、2ページ、59番で、天瀬町五馬市〇です。譲渡人が天瀬町桜竹の〇さん、体調不良のため譲り渡したいということで、この農業団地の中のいくつかの区画を持っております〇さんが買い受けて、規模を拡大したいということです。場所は五馬市の農業公園の北に面している団地です。航空写真で見ると、このようになっておりました、ハウスが固まっている中の一角です。こちらが字図です。こちら、現在の状況です。こちらのハウスの中で、今、サンチュを栽培しているということです。

次に60番、夜明〇ほか2筆で、譲渡人が〇さん、高齢のために譲り渡したいということで、譲受人はご近所に住む〇さん。梨農家ですけれども、今後、キウイなど別の作物を植えて販路を拡大したいということです。このうち、1筆は南側210号線沿いの県境のところで、もう2筆は北側ですね、関の集落を北に入って高速道路の高架をくぐったもう少し先のほうになります。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが南側210号線沿いの字図で、こちらが北側の字図になります。こちら、現在の南側の状況、大分荒れていたようですけれども、最近重機を入れてきれいにしているようです。こちらが北側の2筆の現在の状況です。

次に3ページに行きまして、61番、夜明〇と〇、譲渡人が福岡県大野城市の〇さん、遠方に住んでおり、管理が出来ないために譲り渡したいということです。譲受人はこの近所にお住まいの〇さん、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は国道386号線の県境の近くにある〇のすぐ近くになります。こちら、航空写真です。字図がこのようになっております。こちらが現在の状況です。

次が62番、夜明〇です。こちらは61番、先ほどの譲渡人の方のご兄弟であります〇さんが譲渡人となり、譲受人は61番、先ほどと同じく、〇さん。場所も先ほどと同じ区画にあります。こちら字図です。こちらが現在の状況です。

次に4ページに行きまして、63番、西大山〇、譲渡人が西大山の〇さん、高齢のため譲り渡したいということです。譲受人がご近所の〇さん、この方、元々お持ちの農地が市道の拡張などで収用がありまして、その代わりに土地を探していたということで、譲り受けて規模を拡大したいということです。場所が、国道212号線の旧鎌手小学校のところ、現在、バイパス工事をしているすぐ近くになります。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図ですね。こちらが現在の状況になります。

<p>調査委員 (松原忠雄)</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>次に64番、天瀬町五馬市〇ほか1筆で、譲渡人が天瀬町本城の〇さん、体調不良のため譲り渡したいということで、譲受人がこの近所にお住まいの、五馬市の〇さん、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は、先ほど59番でもありました農業公園のすぐ近くで、東の本城の方面に少し行ったところになります。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図です。こちらが現在の状況です。こちらが西側、こちらが東側の1筆です。</p> <p>最後、5ページに行きまして、65番、有田〇ですが、譲渡人が有田の〇さん、高齢のため譲り渡したいということで、譲受人が東有田の〇さん、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は、日田の支援学校を川沿いに東側に少し入っていたところになります。こちらが航空写真です。字図がこのようになっておりまして、現在の状況が、このようになっております。</p> <p>3条の申請、以上9件でございます。では、現地調査にご同行いただいた松原副会長にご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>私たちが見た限り、9件きれいに管理されておりましたので、特に問題はないと思います。</p> <p>ありがとうございます。では次に、チェックシートのご説明をいたします。お手元の資料のNo.1をごらんください。3条については、今月は全部で3ページ。こちらのチェックシートの項目に該当しないことが、3条の申請の許可を出すための要件となりますが、書類の審査、そして現地調査におきまして、いずれの項目についても該当しない。つまり問題がないということを確認いたしました。事務局からの3条の対象地に関する説明は以上になります。</p> <p>ありがとうございます。事務局の報告にあるように許可との結論でございます。皆さんの中で何かあればご発言をいただきます。何かありませんか。</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>なかったら、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたします。</p> <p>引き続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>私のほうから、議案第2号の農地法第4条について説明いたします。今日は4件ございます。</p> <p>議案集の6ページになります。41番の案件です。大字夜明〇ほか1筆で、台帳地目が畑の2筆合わせて485㎡の第2種農地で、申請人が福岡県福岡市の〇さん。申請理由は、植林用地でございます。場所のほうですけれども、夜明の国道211号線沿いで、〇さんをちょっと過ぎて行ったところの大鶴のほうに向かって行って、左手のほうの農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になりまして、この2筆になります。こちらが現況の写真になりまして、こちらのほうですね、もう木が写真で見たとおり、植わっている状態ですので、追認案件ということになりますので、始末書をいただくようにしております。</p> <p>続きまして、42番の案件です。大字三和〇ほか1筆で、台帳地目が畑の、2筆合わせて69㎡の第1種農地です。申請人が日田市日高町の〇さんで、申請理由が進入路用地でございます。場所のほうですけれども、三和にはなるのですが、〇さんとかのちょっと北のほうに行きまして、農地が広がっているのですが、ここが高速でちょっとこっちに行くと〇があるのですけれども、ずっと農地が広がっているのですけれども、いちばん南側の</p>

山側の場所になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。こちらが現況の写真になりますが、この奥に太陽光が設置されているのですけれども、これが申請人さんが設置している太陽光で、こちらの太陽光を管理するのに進入路がちょっと狭いということで、こちらを一部進入路用地として利用したいということで申請が出ております。こちらのほうがですね、1種農地にはなるのですけれども、後でチェックシートのときに説明いたしますが、例外規定に当たるので許可見込みがあるということで今回申請を受けております。

続きまして、議案集7ページで、43番の案件です。大字小野〇、台帳地目が畑の2,091㎡の第2種農地で、申請人が鈴連町の〇さん。申請理由が植林及び墓地用地でございます。場所のほうですけれども、小野ですね、榎野集落、ここが29年の水害で被害を受けたところのちょっと山側の場所になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらは字図上はこういうふうになっているのですけれども、2段になっておりまして、こちらが上の段のほうの状態です。こちらが下の段になるのですけれども、こちらに一部写真見てもわかるのですけれども、もうお墓を建てておりまして、一部追認ということになりますので、こちらのほうもですね、始末書をいただくようにしております。こちらはお墓を建ててはいますが、これはちゃんと市役所の環境課のほうと協議をして、一応、経営許可申請事前確認書というものをいただいております。あと農地転用のですね、許可をいただければ環境課のほうでも許可が出るということで、確認書が添付されております。

続きまして、44番の案件です。大字庄手〇で、台帳地目が畑の122㎡の第3種農地で、申請人が中釣町の〇さんで、申請理由が貸資材置場用地でございます。場所のほうですけれども、日隈小学校とか、公民館がありまして、ここに今、宅地分譲が進んでいるのですけれども、すぐその横のバイパス沿いの農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらが現況の写真なのですが、申請地はこちら4条の申請地はこちらになります。こちらの2筆は、あとまた5条で出てくるのですけれども、こちらは譲り受けて、この3筆一緒にして、知人の方に資材置場として貸したいということで、転用するという申請が出ております。

4条が以上4件になります。それでは、現地調査にご同行いただいた松原副会長に一言いただきたいと思っております。

<p>調査委員 (松原忠雄) 事務局 (田中さおり)</p>	<p>私たちが見た限りは、特に問題はありませんでした。</p> <p>ありがとうございます。それではチェックシートの説明をいたします。4条のチェックシートが資料No. 1の4ページと5ページになります。こちらの項目に全て該当しないということが許可の条件となっておりますが、42番の案件以外ですね、該当しないということを確認しております。42番ですが、こちらは第1種農地になりますが、この資料のいちばん最後16ページの中ですね、不許可の例外一覧の中の第1種農地の中の6番、特別の立地条件を必要とする事業の用に供する場合の中の、既存施設の拡張1.5倍が上限。こちらは太陽光施設のための進入路としての転用ですので、既存施設の拡張ということに該当するということで、例外的に許可見込みがあるということで今回申請を受けております。私のほうは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、41番と43番が追認案件でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。</p> <p>ちょっとお墓の件ですね、前はよくお墓が出てきてたんですけど、近頃久しぶりなので、ちょっと事務局に説明をしていただきたいと思います。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>お墓のほうはですね、先ほどもちょっとお話しして、添付書類にも書いてあるのですがけれども、環境課のほうですね許可が必要とはなるのですがけれども、今回、墓地等経営許可申請事前確認書というのを環境課からいただいております、その確認書の中にですね、ここの農地、もともと農振にも入ってたんですが、農振除外することと、転用の許可をとることということで環境課のほうからは許可が出るということで確認をとっておりますので、農振除外が終わって、今回この申請をしておりますので、これの許可が出ればお墓のほうの許可も出るというふうになっております。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>説明いただきましたけど、何かわからないことあったら質問してください。ありませんか。 美野委員どうぞ。</p>
<p>1 5 番 (美野英俊)</p>	<p>今、説明がありましたようにですね、二十世紀の梨がかなりもう60年以上経った梨園が2枚ありまして、そこにお父さんが、○さんって言いましたけど、○さんが墓地を建ててしまった、ということで、私も確認はしております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。何かほかにございませんか。 なければですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり決定いたしました。 続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件、11件でございます。事務局説明のほうをお願いいたします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>議案第3号、農地法第5条の許可申請について説明いたします。今月11件でございます。 議案集の8ページ、67番の案件です。大字日高○、台帳地目が畑の619㎡の第2種農地で、譲渡人が小ヶ瀬町の○さん。譲受人が日高町の○さんで、申請理由が貸駐車場用地でございます。場所のほうですけれども、日高の○さんという○がありまして、天領大橋の手前になる○さんという譲受人さんのご家族が経営している事業</p>

所のすぐそばの農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらが現況の写真ですが、もう既に駐車場として利用しておりまして、この奥の、ちょっと見えづらいのですが、奥のほうにですね、その〇さんという建物、事業所があるのですけれども、そちらが利用しているということで、これは追認案件ということになりますので、始末書を双方からですね、いただくようにしております。

続きまして、68番の案件です。大字高瀬の〇、台帳地目が田の769㎡の第3種農地で、譲渡人が中ノ島町の〇さん、譲受人が誠和町の〇さんで、申請理由が一般住宅及び資材置場用でございます。場所のほうですけれども、高瀬の誠和町の郵便局とか南部中学校のちょっと南側に行ったところですよ。こちらのほうに行くと高瀬小学校があるのですが、その間になります。こちらが航空写真になります。こちらが字図です。こちらが現況の写真になりまして、こちらのほうに住宅と譲受人さんが〇さんの前にある〇さんという事業所を営んでおりまして、そちらのほうに資材置場が不足しているということなので、お家を建てられて奥のほうに資材置場として利用したいということで申請が出ております。

続きまして、9ページです。69番と70番、この2件の案件は隣接しておりますので、一緒に説明いたします。69番が大字三和〇、台帳地目が田の228㎡の第3種農地で、賃貸人が清水町の〇さん、賃借人が天神町の〇さんで駐車場用地、70番の案件が大字三和〇で台帳地目が田の1,824㎡の第3種農地で、こちらの譲渡人さんが清水町の〇さんで、譲受人が先ほどの賃借人と同じ〇さんで、駐車場用地として利用したいということで申請が出ております。場所のほうですけれども、天神町のほうのですね、〇さんがありますけれども、そのすぐ横の農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になりまして、こちらが69番の案件のほうで、こちらが70番の案件の方の農地になります。こちらが現況の写真で、こちらが69番の案件の分の〇です。奥が〇で70番の案件の分で、こちらが〇さんがありまして〇さんの事務所等も入っております。こちらのほうは、もともと戸山中学校の近くに駐車場があったようですが、道路の拡幅工事のために、そこがかかってしまうということで、こちらの奥は譲り受けて、こちらは借りて、駐車場として利用したいということで、申請が出ております。

続きまして、71番の案件です。大字庄手の〇、台帳地目が畑の151㎡、譲渡人が長崎県の〇さん、もう1筆が大字庄手〇の台帳地目が畑、59㎡の第3種農地で、こちらが和歌山県和歌山市の〇さんで、譲受人が中釣町

の○さんで、申請理由が貸資材置場用地でございます。こちらの場所のほうが先ほど4条で出たところの隣接地で、場所は同じ日隈小学校とか日隈公民館のそばの農地になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。先ほど4条で出たのはこちらで、今回こちらの赤いところが申請地になりまして、先ほど4条で出たのが手前ですけど、その奥というか道路側ですね、この2筆を譲り受けてここの自分の土地も入れて、この3筆を知人の方に、知人の方が水道業をやられてるということで、資材置場として貸したいということで申請が出ております。

続きまして、72番の案件です。大字西有田の○、台帳地目が田の765㎡の第2種農地で、賃貸人が福岡県福岡市の○さん。借入人が上城内町の○さんで、申請理由が駐車場用地でございます。場所のほうですけども、○がありますけれども、そのすぐ道路の向かい側というか、信号の向かい側になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。こちらが現況の写真になります。こちらの近くに、もう少し前に転用の許可を取っていますけれども、○さんが事務所等を移転するために工事をしておりますが、こちらもその関連会社ということで、そちらに入るのに駐車場が不足してるということで、こちらを借りて駐車場として利用したいということで申請が出ております。

続きまして、11ページの73番です。大字友田○、台帳地目が田の875㎡の第3種農地で、貸人が南友田町の○さん、借人が同じく南友田町の○さんで、関係は親子になります。申請理由は賃貸共同住宅用地でございます。場所のほうですが、亀川町の公民館とかのちょっと北で、○さんの横の農地になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。こちらが現況の写真で、こちらをですね、お父さんの土地を息子さんが借りて、アパートを建てるために利用したいということで、今回申請が出ております。

続きまして、74番です。天瀬町女子畑○、台帳地目が畑の41㎡で、第2種農地、譲渡人が、城町1丁目の○さんで、譲受人が久留米市の○さん、申請理由が、駐車場用地でございます。場所のほうなんですけど、天瀬の○さんがあって、○さんがありますけれども、○さんのところ入って、ちょっと行った先になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。こちら字図にも入っているのですが、ここを○さんが○として家を買っております、それで駐車場が不足しているということで、こちらも購入して駐車場として利用したいと

いうことで申請が出ております。こちらが現況の写真で、この奥にあるこのお家を○として譲受人さんが購入も既にしてしますので、こちらも購入して駐車場用地として利用したいということで申請が出ております。

続きまして、議案集の12ページになりますが、75番と76番は場所がこれも隣接しておりますので一緒に説明いたします。75番は、大字高瀬○、台帳地目が畑の1万2,710㎡で、賃貸人が○さん、借入人が○さんで資材置場及び飼料置場用地ということで、76番が大字高瀬○で台帳地目が畑の6,675㎡で、こちらは譲渡人が清水町の○さんで、譲受人が○さんで、申請理由が管理棟及び駐車場用地ということで、こちらはこの2件、どちらとも第1種農地になりますが、こちら例外規定にあたるということで、後でチェックシートの時に説明いたします。場所のほうなんですけれども、高瀬の○さんがありますが、そのすぐ隣接した農地となっております。こちらが航空写真です。こちらが字図で、こちらの上のほうは○なので76番の案件ですね、こちらが75番の案件になります。場所的に言うと、こちらの上の筆のほうに管理棟と駐車場として利用して、こちらの筆のほうは資材置場、飼料置場として利用したいということで申請が出ております。こちらが航空写真を拡大したのになります、上が76番で下が75番の案件のほうになります。ちょっと航空写真が古いので、今、何もなくなっていますけれども、現場に行くともう既にすぐ横まで○さんがもう敷地工事をしておりまして、立派な施設が隣接地まで出来ております。こちらが航空写真で、現況の写真で、こちらが76番の○さんのほうの現況の写真になりまして、こちらは横というか、写っていないところの○さんの土地と、ここは○さんの土地で、ここは見ていただいているように、すぐ隣接まで○さんの施設が出来ているような状態になっています。こちらがもう一つ、○ですが南側になる○さんのほうの農地の現況の写真になります。

続きまして、13ページになります。番号77番で、大字友田○のほか、35筆ありまして、賃貸人が福岡県朝倉郡の○さんで、ほか20名おります。借入人が、東京千代田区の○さんで、申請理由が水路改修工事、これは一時転用になります。場所のほうですけれども、友田のですね、○さんのところから山側に行ったところになります。こちらが航空写真でここは昔○があって、今、閉鎖されているかと思うのですが、こちらにですね太陽光発電を設置するという計画が上がっておりまして、こちらにその施設を設置するために、協議ですね、関係者と地元の協議をした中で、個々の農地の所有者の方から、水路が老朽化しているということで排水等にも不安があるということなので、こちらの水路を改修するという工事をする事になったのですが、作業用

	<p>地とか資材置場がないということなので、今回の一時転用の申請になっております。こちらが字図で、赤いところが転用の場所なのですが、大きいところは資材置場として利用し、あとのあたりは水路に沿って作業用地ということで利用したいということで申請が出ております。ちょっとこれはわかりづらいのですが、航空写真の赤に塗ったところが申請地で、水路に沿って赤い作業用地と資材置場があるという形になっております。こちらがちょっと全部映らないので一部分なのですが、水色が水路がありまして、その横を申請するという形になっております。こちらもそうですね、水路があつてその作業道とちょっと奥は資材置場とかですね、そういうふうにご利用したいということで申請が出ております。こちらも農用地区域内農地と第1種農地にはなりますが、例外規定がありますので、許可見込みがあるということで申請を受けております。</p> <p>5条が以上で、当日現地調査にご同行いただいた松原副会長のほうから一言いただきたいと思ひます。</p> <p>調査委員 (松原忠雄)</p> <p>はい。5条も私たちが見た限り、特に問題はないと思ひます。</p> <p>事務局 (田中さおり)</p> <p>ありがとうございます。チェックシートのほうの説明をいたします。資料No.1で、5条のほうは6ページから11ページまでになりますが、全ての項目に該当しないというのが許可の条件となっておりますが、先ほど説明しました75番、76番、77番以外については、該当しないということを確認しております。75番、76番、77番につきましては、16ページ、いちばん最後のページの不許可の例外一覧の中を見ていただきたいのですが、75番と76番につきましては、第1種農地にはなりますが、先ほどと同じ⑥番の特別の立地条件を必要とする事業の用に供する場合の中の、オの既存施設の拡張、1.5倍が上限に該当するので、例外的に許可見込みがあるということと、77番につきましては、農用地区域内農地と第1種農地が入っておりますが、農用地区域内の③番一時転用ということと、第1種農地の②番一時転用、理由は2つとも一時転用なんですけれども、これに該当するということで、例外的に許可見込みがあるということで今回申請を受けております。私のほうからは以上です。</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、67番が追認案件で始末書、残りは全部問題がないというような意向でございます。皆さんの中で何かあればご発言をいただきたいと思います。</p> <p>江藤委員どうぞ。</p>
<p>5 番 (江藤義幸)</p>	<p>4番江藤です。先ほどですね、農用地既存の施設の拡張で1.5倍が上限と、言われていましたが、その場合、1回申請して、どのくらい期間を置いてまたできるわけですか。その1回、1回で1.5倍、1.5倍っていつから、できるわけですか。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>回数に制限があるか、ということですよ。</p>
<p>5 番 (江藤義幸)</p>	<p>1回したら、ちょっと1年ぐらいを置かないといけないのか、そういうところですね。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>期間を置かなければならないとかいうのは、ちょっと聞いたことはないのですが、回数に制限はないというふうには聞いたことがあります。なので、今回、例外的に1.5倍の例外規定でして、何年か経った後にまた拡張というときに、前したから駄目かという、そうではないというふうに確か記憶しています。なので、回数には制限がなかったと思います。</p>
<p>5 番 (江藤義幸)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。よろしいですか。はい、飯田委員どうぞ。</p>
<p>8 番 (飯田 隆)</p>	<p>8番の飯田です。この77番ですね、これは一時転用でいいのですが、これはさっき事務局の説明の中で、上に今、○がありますね。その関係で水路の改修等をするのですか。</p>

<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>そう、そうです。こちらに設置する関係で、その設置する業者が周りの関係か所とかですね協議した結果、この農地の方が排水等が心配っていうのと、水路が老朽化してるということで、要望が出たということで、今回改修するということになったようです。</p>
<p>8番 (飯田 隆)</p>	<p>上の水かそういうものは、やっぱり高い所から下へ流れてくるのですが、○とそこの入江の農地の間は、見るとわかりますが、農地でない山林等もありますね。そういうので、地元からそういう改修をしてくれという要望があったのですか。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>そういうふうに聞いています。関係か所と協議をしていく中で、もちろんこの下流域のこちらとも協議してその中で要望が出たというふうに要望が出たので、今回改修することになったというふうに聞いております。</p>
<p>8番 (飯田 隆)</p>	<p>あるいは、赤く丸で囲んである所ですね、ちょっと上に新しく、今、梨農団地が出来てますね。この辺です。やはりそういう関係もあるのですか。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>そこまではちょっとお話は聞いてないのですが、ここざっと丸を囲ってるのですけれど、ここら辺がということですよ、今、字図でいうところですね。ここの工事の関係はちょっと詳しく話は聞いてないのですが、一応ここを作るのでという、申請の時にはここに太陽光、大きいものを作るので協議した結果というふうな話で、水路はこことここを修正します、というか改修しますということでした。</p>
<p>8番 (飯田 隆)</p>	<p>はい、わかりました。○が広いので、こっちに落ちる水と、まだ別の方向へまた流れる水があるのですね。まあ、仮に、今から先そういう可能性はあることですね。</p>

<p>議 長 （石井照久） 事務局 （田中さおり）</p>	<p>事務局、これは協議した時の条件か何かでしたのではないですか。</p> <p>たぶん、条件ですね。たぶん改修してくださいという要望もあったということなのですが、ここを設置するため、業者さんの話では4、5年前からお話があったそうなのですが、ずっと協議をし続けて、それが条件なのか要望なのかわかりませんが、してくれということだったので、今回することになったと、地元の方も望んでるのでというようなことは、事業者の方は言っているのですけれども。</p>
<p>8 番 （飯田 隆） 議 長 （石井照久）</p>	<p>はい、わかりました。</p> <p>飯田委員よろしいでしょうか。</p>
<p>8 番 （飯田 隆） 議 長 （石井照久）</p>	<p>はい。</p> <p>ほかにございませんか。原田委員どうぞ。</p>
<p>1 7 番 （原田文利）</p>	<p>1 7 番の原田ですけど、7 5、7 6 ですね。合わせて開発面積 1 万以上超えてるのですけれども、これは都市計画区域外で開発許可の対象にならなかったのですが、開発協議だけで済ましているようですけど。その考えはどう整理してますか。</p>
<p>事務局 （田中さおり）</p>	<p>開発行為にならないということで、農業用の関係の施設なので、ならないということで、超えてもならないということで開発行為ではなく、市の都市整備の開発協議のほうはしているという形になっています。</p>

<p>17番 （原田文利） 事務局 （田中さおり） 議長 （石井照久）</p>	<p>県の許可は要らないということですね。</p> <p>要らないということでした、確認しました。</p> <p>よろしいですか原田さん。</p>
<p>17番 （原田文利） 議長 （石井照久）</p>	<p>はい。</p> <p>何かほかにございませんか。なければですね、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましようか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長 （石井照久）</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり決定いたしました。</p> <p>副会長、大変お疲れでございました。一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 （松原忠雄） 議長 （石井照久）</p>	<p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>お疲れさまでございました。</p> <p>引き続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。これはですね、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より、農業委</p>

	<p>員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また本市の基本構想に適合するとともに、権利者が経営地の全てを効率的に利用し、必要な農作業を常時従事するものとして作成されたものです。それぞれにですね、委員のエリアにおいてご確認をお願いいたします。問題があれば、挙手してご発言願いたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>よろしければですね、計画要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がなかったらほかになかったらですね、ご承認いただけましょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。承認されました。</p> <p>それではですね、議案第5号、現況証明、非農地証明書の発行について、11件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案31ページ、議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は11件申請がありました。</p> <p>まず番号30、大字有田〇で、地目は台帳が畑、現況が牧場、面積が902㎡です。申請人は日田市有田町の〇さんです。申請理由は、平成20年9月30日に、農地法第5条の許可を受け、畜舎用地に転用したものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所をご説明いたします。近くには〇さんがございまして、赤く丸をしているスノ原の手前のほうといった位置になっております。航空写真、このようになっております。白く見えているものが、実際、牛舎になっておりますが、これの</p>
--	--

屋根でございます。字図、このようになっておまして、現況の写真このようになっております。ちょっと光の加減で見にくいですが建物の中、牛がたくさんいるのが見えるかなと思います。

続きまして、番号31、大字夜明〇と〇、〇で、地目はいずれも、台帳が田、現況が宅地、面積が合計で857㎡です。申請人は大分市の〇さんです。申請理由は、農地法5条の許可を受け転用したものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、こちらも発行基準2に該当するものです。〇は平成9年11月10日に店舗用地として、残りの2筆は、平成13年10月2日に駐車場用地としてそれぞれ許可を得ています。場所をご説明いたします。近くには夜明ダムなどございまして、赤く丸をしている〇さんの店舗とその駐車場というところになっております。航空写真、このようになっております。字図がこちらですね。現況の写真、このように〇と〇、駐車場と店舗になっております。この画面奥のほうですね、駐車場のさらに奥のところはもう一つ〇というふうになっております。法面ではございますが、このお店なり駐車場をつくるときに整地した部分の一部ということで、許可どおりととれると思っております。

続きまして、番号32、大山町東大山〇、地目は台帳が畑、現況が雑種地、面積が141㎡です。申請人は日田市大山町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準3、転用許可不要要件に該当し、非農地化した土地に該当するものです。場所をご説明いたします。近くには〇がございまして、その隣の赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。字図がこちらです。現況の写真はですね、このようにこれが県警の無線の塔となっております。このように地方公共団体であったり国であったり、地域振興上ですね必要な建物などを建てる場合、一部例外はございますが許可が不要ということになっております。これに該当するということで、県のほうにも確認がとれておりますので、非農地証明で対応ということになっております。

続きまして、番号33、大字天瀬町女子畑〇で、地目は台帳が田、現況が雑種地、面積が644㎡です。申請人は日田市中釣町の〇さんです。申請理由は平成元年5月1日に雑種地として、農地法第5条の許可を受けたものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所をご説明いたします。〇さんがございまして、その真ん前の土地ということになります。航空写真を見るとこのよ

うになっておりまして、字図、このようになっております。現況の写真、このようになっておりまして、赤く囲んでいるところが申請されている土地ということになります。

続きまして、番号34、大字田島○で、地目は台帳が畑、現況が山林、面積が502㎡です。申請人は福岡県北九州市の○さんで、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所をご説明いたします。近くには大原グラウンド、東部中学校などございまして、赤く丸をしているところがございます。航空写真で見ると、このようになっておりまして、赤く囲んでいるところが申請地です。字図がこちらです。現況の写真、このように竹林のようになっておりますので、山林ということで議案出させていただきます。

続きまして、番号35、大字高瀬○で、地目は台帳と現況が宅地、面積が325㎡です。申請人は日田市誠和町の○さんです。申請理由は昭和29年12月10日に、農地法第5条の許可を受け宅地に転用したものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所をご説明いたします。近くには高瀬公民館や高瀬小学校がございまして、赤く丸をしているところが申請地です。航空写真で見るとこのようになっておりまして、赤く囲んでいるところです。字図がこちらですね。現況の写真このようになっておりまして、家が建っております。

続きまして、番号36、天瀬町女子畑の○で、地目は台帳が田、現況が雑種地、面積が91㎡です。申請人は日田市天瀬町の○さんです。申請理由は平成元年5月1日に雑種地として、農地法第5条の許可を受けたものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。先ほど33番の案件とほとんど同じ場所でございます、○の前の土地ということになります。航空写真で見ると赤く囲んでいるこのような形になっておりまして、字図がこちらです。現況の写真、こちらです。赤く囲んでいるところが申請されている土地です。

続きまして、番号37、大山町東大山○で、地目は台帳が田、現況が山林、面積が509㎡です。申請人は日田市大山町の○さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所をご説明いたします。近くには○さんがございまして、その近くの赤く丸をしているところということになります。航空写真で

見ると、このようなふうになっております。字図がこちらです。現況の写真、このようになっておりまして、こちらも竹林のようになっておりますので、山林ということで出させていただきます。

続きまして、番号38、吹上町〇、地目は台帳が田、現況が宅地、面積が756㎡です。申請人は日田市清岸寺町の〇さんです。申請理由は昭和48年12月3日に農地法第4条の許可を受け、宅地としたものの、登記地目を変更しないまま、許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所をご説明いたします。〇さん、〇さん、と日田林工さんのグラウンドの間に位置する赤く丸をしているところです。航空写真、このようになっております。こちらが字図です。現況の写真このようになっておりまして、建物とその駐車場ということで宅地ということで問題ないかと思えます。

続きまして、番号39、大字高瀬〇で、地目は台帳が田、現況が宅地、面積が688㎡です。申請人は愛知県名古屋市の〇さんです。申請理由は、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため、申請するもので発行基準2に該当するものです。こちらの土地は、過去に分合筆を繰り返しておりまして、それぞれの元地番について、昭和53年12月18日と、昭和54年12月19日に、農地法第5条の許可を受け宅地として許可を受けております。場所のご説明いたします。近くには、高瀬公民館や高瀬小学校がございまして、赤く丸をしているところが申請地です。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが字図です。現況の写真、この赤く囲んでいるところと、画面奥の部分ですね、がこちらになっておりまして宅地として使われております。

続きまして、番号40、田島2丁目〇で、地目は台帳が田、現況が宅地、面積が269㎡です。申請人は日田市田島2丁目の〇さんです。申請理由は平成7年11月8日に農地法第4条の許可を受け宅地に転用したものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所をご説明いたします。近くには法務局日田支局や日田高校と日田市役所ございまして、こういった位置関係の中の赤く丸をしているところでございます。航空写真で見ると、このようになっております。字図がこちらです。現況の写真、このようになっておりまして、倉庫など建っておりまして、宅地として使われております。

以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんから現地調査の際に、証明発行して問題ない旨承っております。私からは以上です。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>非農地証明書について説明ございましたが何かございませんか。ちょっと事務局、確認ですけれどよろしいですかね。どこだったですか、35番ですね、昭和29年に1回許可を出して、転用の許可を出したのですが、登記してなかったんですね。これアパートのようでしたけれど、登記を変えなくてもアパートとか建設とか出来るのですか。また、固定資産税とか変わってくるじゃないですか、固定資産税は現況によってかかきますよね。現況ですよね。それなら問題ないですけど。一応そこらの説明だけお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>当時のことなので詳細はわかりかねますが、許可が出たというところで建設がされ、そのあと許可書を使ってきちんと地目を変える、要は法務局の手続ですね、そちらが抜け落ちて、そのまま現在に至るという状況かと思えます。固定資産税のほうですね、農業委員会が何だっという地目等は一致しておかしくはないのですが、税務課は税務課で課税することが出来ますので、そちらは問題ないかと思えます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>わかりました。非農地証明書についてですね、事務局の説明がございましたが、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。非農地証明書の発行をいたしたいと思います。</p> <p>それではですね、37ページの議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書について1件でございます。事務局説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは、議案37ページ、議案第6号相続税の納税猶予に関する適格者証明書についてです。こちらは農業を営んでいた方が亡くなり、その相続人が農地等を相続し、農業を継続する場合などに、相続税の納付が猶予される制度がございまして、このことを証明するものです。今月は1件申請がございました。</p> <p>番号2、大字日高〇と〇で、地目は台帳現況ともに畑及び田で、面積が合計で1,201㎡です。申請人は日田市刃連町の〇さんで、相続税の納税猶予を受けるために申請するものです。場所をご説明いたします。近くには三芳公民館ございまして赤く丸をしているところです。航空写真で見ますと、このように赤く囲んでいる2つの土地ということになります。字図がこちらです。現況の写真、まず〇のほうですが、このように畑として利用されております。もう一つの〇、こちらについては田として管理がされております。</p> <p>こちらの案件につきまして、地区ご担当の推進委員さんからは、現地調査の際に証明発行して問題ない旨承っております。私からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。議案第6号で何か質問等がございませんか。なかったら、証明書を発行してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>発行するようにいたします。</p> <p>次に38ページですね、議案第7号、1月の調査委員の選任について、こちらのほうから指名させていただきたいと思います。5番の左原三枝子委員、19番の高瀬義徳委員の2名にお願いをいたしたいと思います。</p>

次に、6番報告です。事務局、お願いします。

報告第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

報告第2号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について

報告第3号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件

報告第4号 農地法施行規則第53条第1項第11号該当による届出の件

報告第5号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件

次に、7番、その他。事務局、お願いします。

(1) 1月現地調査

日 時 1月28日（木） 午前9時～

※調査委員のみ

(2) 1月定例総会

日 時 2月8日（月） 午後1時30分 会 場：7階 大会議室

(3) 行事日程

1月18日（月）常設審議委員会（大分市）

(4) その他

- ・「12月分農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・「12月分戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日
- ・「農業者年金加入推進活動報告書」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年2月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 9 番

署 名 委 員 1 6 番